

「(仮称) 第 10 次宇都宮市交通安全計画」の策定に向けた課題と施策の方向について

1 第 10 次計画に向けた課題について

(1) 第 10 次計画に向けた課題の抽出について

「宇都宮市の交通事故の発生状況・特徴」, 「環境の変化等」, 「現計画の施策における課題」及び, 国の「道路交通安全対策の今後の視点の考え方」を踏まえ, 第 10 次計画に向けた課題を抽出し, 課題分類に従って整理した。

(2) 課題の分類について

国の交通安全基本計画においては, 交通安全対策基本法第 4 章第 1 節に規定されている条文(第 29 条~36 条)に基づき計画の「8つの柱」を講じようとする施策として柱建てしている。

交通安全計画の策定にあたっては, 第 9 次計画が効果を上げていることや, 市が実施する全ての交通安全施策を網羅する必要があること, 国や県計画に基づき策定する必要がある(第 26 条第 1 項)ことから, 第 10 次計画についても第 9 次計画同様に「8つの柱」を基に課題を分類するものとする。

[8つの柱(講じようとする施策)]

- ① 交通安全思想の普及徹底
- ② 道路交通環境の整備
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救助・救急活動の充実
- ⑦ 被害者支援の推進
- ⑧ 研究開発及び調査研究の充実

③, ④, ⑧については, 国・県・警察等の役割事項であることなどから, これを含めない。以上のことから, 課題の分類は以下の「5つの柱」で行うものとする。

- ① 交通安全思想の普及徹底
- ② 道路交通環境の整備
- ③ 道路交通秩序の維持
- ④ 救助・救急活動の充実
- ⑤ 被害者支援の推進

※ 第 10 次計画の策定にあたっては, 交通事故発生件数や死者数が減少するなど第 9 次計画の施策の取組が効果を上げていることから, 基本的には体系を維持するが, 第 10 次計画に向けた本市の独自性(自転車や高齢者対策など)については, 施策事業の中で反映させていく。

2 施策の方向について

第10次計画の施策の体系を整理していく上では、今回の課題分類を計画の「施策の柱」として設定していくものとする。また、施策の方向については、のちに「施策の柱」を構成する「基本施策」に繋がっていくものと考えている。

3 今後の進め方

(1) 策定の方向性の整理

ア 施策体系の整理

課題を踏まえた上で、施策体系を整理し、実施施策等を検討していく。

⇒ 施策の柱、基本施策、個別施策、実施事業等

イ 計画の目標値の検討

ウ 重点施策（リーディングプロジェクト）の設定